舟形町告示第　　号　　（案）

舟形町新規就農者等民間集合住宅等建設支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

舟形町長　森　　富　広

舟形町新規就農者等民間集合住宅等建設支援補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新規就農者等向けの民間集合住宅の整備を促進し、新たな活力による地域活性化及び地域社会の維持を図るため、民間集合住宅を新築した者に対して、舟形町補助金等交付規則(平成 19 年規則第３号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「民間集合住宅」とは、賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する住宅であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令の基準に適合するものであること。

(2)　新築であること。

(3)　建設する１棟につき、２以上の住戸数を有するものであること。

(4)　各戸に玄関、便所、浴室、台所、居室を有するものであること。

(5)　住戸１戸当たり１台分以上の専用駐車場を有するものであること。

(6)　組立式仮設住宅でないもの。

(7)　１戸当たり 25 平方メートル以上であること。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、新たに町内で賃貸集合住宅を建設し、その所有者となる個人又は法人であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　税及び上下水道料金を滞納していない者

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団の構成員でない者

(3)　国、県及び他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていない者

（交付の条件）

第４条　補助金の対象となる民間集合住宅（以下、「対象住宅」という。）の入居者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとし、入居者決定の優先順位は号数の小さい順とする。ただし、3 月 16 日現在で空室になっている場合に限り、前述の要件に関わらず 45 歳未満の者の入居を認めるものとし、定期建物賃貸借契約を締結した上で、最大で 2 年間かつ１年経過後の 3 月末日までに退去を求めること。 いずれの場合も舟形町暴力団排除条例（平成 25 年条例第１ 号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を入居させることはできない。

(1)　本大学（付属校を含む）を卒業し、町内の農林水産業に従事することが決まった者、または、従事している者

(2)　本大学（付属校を含む）を卒業し、最上地域内で林産業に従事することが決まった者、または、従事している者

(3)　本町の地域おこし協力隊（農林水産業をテーマにしたもの）に着任することが決まった者、または、隊員業務に従事している者
(4)　町外から転入し、町内の農林水産業に従事することが決まった者、または、従事している者
(5)　本大学（付属校を含む）を卒業し、町内企業等に就業することが決まった者、または、就業している者
(6)　町外から転入し、町内企業等に就業することが決まった者、または、就業している者
(7)　町外から転入し、山形県新庄市及び最上地域内で就業することが決まった者、または、就業している者

２　補助金の交付対象経費は、対象住宅の建築工事、外構工事、附属設備工事、その他対象住宅と一体となってその効果を一層高めるために必要な工事に要する経費とし、１戸当たり税抜き 500 万円以上であること。

（補助金の額）

第５条　補助金の交付の額は、別表のとおりとする。

（補助金の認定申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに補助金交付認定申請書（様式第１号）に次の関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
(1)　建物の位置図（縮尺 20,000 分の１以上）
(2)　建物及び駐車場の配置図（縮尺 300 分の１以上）
(3)　建物の平面図及び立面図（縮尺 100 分の１以上）
(4)　建物の床面積求積図
(5)　建物の工事見積書
(6)　納税証明書
(7)　誓約書兼同意書（様式第２号）
(8)　法人の場合は、直近の決算書類、定款及び履歴事項全部証明書
(9)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付認定）

第７条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付認定（不認定）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（認定内容の変更）

第８条　前条の規定による補助金交付の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該認定に係る内容を変更するとき又は申請を取下げるときは、補助金交付認定内容変更（取下げ）承認申請書（様式第４号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

（認定内容の変更承認）

第９条　町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付認定内容変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第５号）により認定者に通知するものとする。

（交付申請）

第 10 条　認定者は、対象住宅に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条第１項の確認済証の交付を受けた後、速やかに次に掲げる必要書類を添えて補助金交付申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

(1)　確認済証の写し
(2)　工事請負契約書の写し
(3)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 11 条　町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（様式第７号）により認定者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第 12 条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取下げるときは、補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第８号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金交付変更（取下げ）承認通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 13 条　補助事業者は、建設工事が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　事業決算書
(2)　建物、附帯設備等支払い領収書の写し
(3)　建物の所有権保存登記又は建物表示登記の写し
(4)　建築基準法第７条第５項に規定する検査済証の写し
(5)　建物、附帯設備等の完成写真（４方向）
(6)　その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 14 条　町長は、前条に規定する報告があったときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 15 条　補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けた時は、速やかに補助金交付請求書（様式第 12 号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 16 条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消すことができる。

(1)　この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
(2)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
(3)　その他町長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めたとき。

２　前条の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（新築した対象住宅等の管理）

第 17 条　補助事業者は、事業完了から 10 年間は新築した対象住宅等を取り壊してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない理由により引き続き管理することが困難であると認めたときは、この限りではない。

（地位の承継）

第 18 条　補助事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める者が補助金事業地位承継承認申請書（様式第 13 号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、新たに住宅を引き継いだ者（以下「引継者」という。）は、この要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。

(1)　個人である補助事業者が死亡した場合　その相続人

(2)　法人である補助事業者が合併等をする場合　合併等による設立法人

(3)　10 年を経過した後に補助事業者が対象住宅等を譲渡する場合　その譲受人

２　町長は、前項の規定による申請を承認したときは、補助金事業地位承継承認通知書（様式第 14 号）により前項各号に定める者に通知するものとする。

（調査、報告等）

第 19 条　補助事業者は、第４条第１項各号の規定が遵守されていることを確認するため、毎年５月１日現在の入居者等調査表（様式第 15 号）を同月 10 日までに町長に提出しなければならない。

（その他）

第 20 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 10 年３月 31 日限り、その効力を失う。

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。

別表

項目	金額
１戸当たりの建設費補助金額	4,000 千円
１戸当たりの融雪設備補助金額	200 千円

※１申請者当たりの補助限度額は設けない